平成２９年（フ）第４１２号
埼玉県所沢市大字松郷118番地の84
債務者　尾崎玖実子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１３号
埼玉県所沢市宮本町１丁目17番13号　アメリカンリバティ所沢９―201
債務者　井関　裕代
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１９号
埼玉県日高市大字高萩2394番地２　レオネクストインデムフェルド104号室
債務者　長尾　和代
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３３号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目11番45号　プラザドゥセゾン108
債務者　山崎　國隆
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３７号
埼玉県入間市大字下藤沢134番地15
債務者　山田　和枝
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市大内957番地　１号棟
債務者　野見　華世
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市白楽町294番地
債務者　津田　展子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３３５５号
大阪市西成区松１丁目３番６号　シュテルンハイム　203号
債務者　吉武　美穂
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０４号
大阪府吹田市山手町１丁目７番６―117号
債務者　花井　正幸（旧姓鐘ヶ江）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４号
沖縄県石垣市字新川440番地７　グリーンハイツ川花２―Ｅ
債務者　竹本　敏之
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後４時30分
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第９５号
沖縄県中頭郡中城村字北上原579番地
債務者　金城　美香（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９８号
沖縄県宜野湾市嘉数４丁目20番２―202号　Ｒ12―Ｄ
債務者　眞田　浩行
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９９号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目14番１号
債務者　渡慶次　隼
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１１８号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目７番３号　Ｃｈａｍｂｒｅ８―201号
債務者　松根　敦子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１２０号
沖縄県沖縄市上地１丁目15番12号　金良アパート301
債務者　我喜屋なぎさ
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１２３号
沖縄県沖縄市安慶田３丁目７番14号
債務者　座間味弓月
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部